

◆各種相談(祝日・年末年始を除く) 相談は無料です

市民相談

●市民相談

(一般(相続、離婚、賠償などの民事関係)) 時毎週月曜～金曜日、午前9時～午後4時30分(正午～午後1時を除く) (交通事故相談) 時毎週月曜・木曜日、毎月第1・3火曜日。午前9時～午後4時30分(正午～午後1時を除く)。要事前連絡

いずれも場中央市民会館4階第1相談室 関くらし安心課☎963-9156

●弁護士による法律相談(予約制)

時毎週水曜日、毎月第1～第4金曜日、午後1時20分～4時20分(第2金曜日は午後4時～7時)。相談日の前日午後1時から電話のみで予約受付(8月12日(金)の予約は、10日(水)受付)。定員6人 場中央市民会館4階第4相談室 内日常生活の法律上の諸問題、交通事故による補償問題、手続きなど 関くらし安心課☎963-9156

●司法書士法律相談(予約制)

時毎週火曜・水曜・金曜日、午後1時～4時。毎週土曜日、午前10時～午後1時(予約は平日午前10時～午後4時) 内裁判・その他法律、遺言・相続・登記、成年後見・家事事件、クレジット・サラ金、多重債務 場岡崎玉司法書士会越谷総合相談センター(越ヶ谷2-8-22エースビル越ヶ谷2階)☎048-838-7472

●税務相談

(税理士) 時毎月第1水曜日、午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く) 場中央市民会館4階第2相談室 関くらし安心課☎963-9156

(税理士会越谷支部税務相談所) 時毎週月曜・木曜日、午後1時～4時。要事前連絡 場税理士会越谷支部税務相談所(赤山町3-3-4草島商店3階、越谷税務署前) 関関東信越税理士会越谷支部☎962-6131

●行政相談

時毎月第2金曜日、午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く) 場中央市民会館4階第2相談室 内行政上の諸問題関係 関くらし安心課☎963-9156

●行政書士相談(埼玉県行政書士会越谷支部) 時毎月第1金曜日、午前10時～午後3時

(正午～午後1時を除く) 場中央市民会館4階第2相談室 内相続、遺言、金銭貸借等の書類の作成など 関くらし安心課☎963-9156

●登記相談(司法書士・土地家屋調査士)

時毎月第1水曜日、午前9時～正午 場中央市民会館4階第2相談室 関くらし安心課☎963-9156

●消費生活相談

時毎週月曜～金曜日、午前9時30分～午後3時30分(正午～午後1時を除く。8月15日(月)は休み) 内商品やサービスの疑問や不審、訪問販売のトラブル、多重債務など 場消費生活センター(中央市民会館4階)☎965-8886

仕事・経営相談

●内職相談

時毎週火曜・木曜日、午前10時～午後3時30分(正午～午後1時を除く。受付は午前10時～11時30分、午後1時～3時) 場産業雇用支援センター3階相談室 関産業支援課☎967-4680

●早期就職(キャリアコンサルタント)

時毎週月曜～金曜日(月曜～水曜日は要予約)、午前9時～午後4時30分(正午～午後1時を除く) 場産業雇用支援センター3階相談室 関産業支援課☎967-4680

●労働相談(社会保険労務士)

時毎週金曜日、午後1時～4時(受付は午後3時30分まで) 場産業雇用支援センター3階相談室 関産業支援課☎967-4680

●経営相談

(事業資金) 時毎月第2水曜日、午後1時～4時(毎月第1水曜日までに要予約) 場産業雇用支援センター3階相談室 関産業支援課☎967-4680

(創業・経営) 時毎週月曜・水曜・金曜日、午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く。要予約)。出張相談にも応じます 場産業雇用支援センター二番館☎967-2424

●職業相談

時毎週月曜～金曜日、午前8時30分～午後5時15分(火曜・木曜日は午後7時まで)。毎月第1・3土曜日、午前10時～午後5時 場ハローワーク越谷☎969-

8609

●求人相談

時毎週月曜～金曜日、午前8時30分～午後5時15分 場ハローワーク越谷☎969-8609

女性・人権相談

●女性相談

内生き方・パートナー ①時毎週月曜～金曜日、午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く) 場女性・DV相談支援センター☎963-9176 ②時毎週水曜・金曜日、午後5時～8時(電話相談のみ) 関女性・DV相談支援センター☎970-7415 ③時毎週土曜日、午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く) 場男女共同参画支援センター 関女性・DV相談支援センター☎963-9176(毎週月曜～金曜日の午前10時～正午、午後1時～4時)

●DV相談

①時毎週月曜～金曜日、午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く) 場女性・DV相談支援センター☎963-9176 ②時毎週水曜・金曜日、午後5時～8時(電話相談のみ) 関女性・DV相談支援センター☎970-7415

●人権相談(人権擁護委員)

①時毎月第1・3木曜日、午後1時～4時 場中央市民会館4階第4相談室 関人権・男女共同参画推進課☎963-9119 ②時毎週月曜日、午前9時～午後4時 場さいたま地方方法務局越谷支局☎966-1321

子ども・教育相談

●家庭児童相談

時毎週月曜～金曜日、午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)。来所の場合は事前に電話でお問い合わせください 場中央市民会館4階第6相談室 関家庭児童相談室(子育て支援課)☎964-2111

●教育相談

時毎週月曜～土曜日、午前9時30分～午後4時45分(電話相談の受付は午前9時～午後8時30分)、メール相談は市ホームページで「教育相談」を検索 場越谷市教育センター(増林3-4-1)☎962-

9300、962-8601、ハートコール(子ども専用電話相談)は☎962-8500

●青少年相談

時毎週火曜・水曜・金曜日、午前9時～午後4時 場青少年相談室(越谷市教育センター内)☎964-0272

福祉相談

●福祉なんでも相談

時毎週月曜～金曜日、午前8時30分～午後5時15分。直接窓口へおいでください 場福祉なんでも相談窓口(市役所本庁舎1階総合受付隣)☎963-9150

●介護相談(予約制)

時8月は10日(火)、午後7時～9時 場中央市民会館4階第4相談室 関介護保険課☎963-9305

●生活自立相談「よりそい」

時毎週月曜～金曜日、午前9時～午後5時(電話予約の方優先) 場市役所第三庁舎2階生活福祉課 関生活自立相談「よりそい」☎963-9212

●成年後見相談

時毎週月曜～金曜日、午前8時30分～午後5時 場中央市民会館1階越谷市社会福祉協議会 関成年後見センターこしがや☎966-2281

住まい相談

●不動産相談

時8月は22日(月)、午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く) 場岡崎玉県宅建協会越谷支部(市役所南側駐車場向かい)☎964-7611

●住宅リフォーム・耐震相談

時毎月第3火曜日(第2火曜日までに要予約)、午前9時30分～11時30分 場中央市民会館4階第4相談室 関建築住宅課☎963-9205

●マンション管理相談

時毎月第3火曜日(第2火曜日までに要予約)、午後1時30分～4時30分 場中央市民会館4階第4相談室 関建築住宅課☎963-9205

●空き家・空き室・空き地相談

時毎月第3木曜日、午後1時30分～3時30分 場市役所本庁舎1階ロビー 関越谷市住まい・まちづくり協議会☎977-8889

〈広告〉

相続アドバイザーの弁護士による遺言・相続無料相談会実施中!

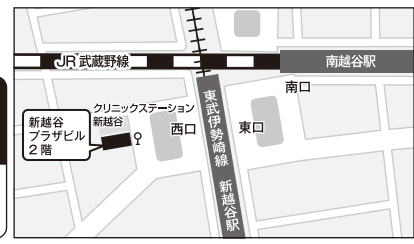


あなたの身近な相談役として 役立つことが私たちの喜びです。

- ・遺産分割協議・調停に関すること
・遺言の作成に関すること
・遺留分の請求に関すること

無料相談は平日10:00～18:00に 随時実施しています。

この広報に記載の条件は、この広報をご覧になった方のみのご案内です。 受付の際に「広報こしがやを見た」とお伝えください。 ※初めてご相談される方に限りです



相続無料相談会ご予約は 048-940-3971 弁護士法人江原総合法律事務所

公営 越谷市斎場で家族葬

株式会社 アートエンディング 営業本部/ 埼玉県越谷市赤山本町1-1

通話無料 0120-098-940

23 (税別) 万円～

わかりやすい 事前お見積書 即日発送!

代表取締役 西本淳弥

TBS「Nスタ」で 特集された 葬儀社です。

介護職員初任者研修「10月」開催 (通信制・スクーリングあり) 研修修了者には、介護職員初任者研修修了証を発行します。
◆研修期間 平成28年10月5日～平成29年2月23日
◆受講時間 9:00～16:20(毎週木曜日 1日6時間授業)
◆会場 吉川福祉専門学校 ◆募集定員 24名
◆受講料 60,000円(テキスト代含む)
◆申込方法 郵送または窓口による受付(先着順)
【資料請求・お問い合わせ先】 吉川福祉専門学校
JR吉川駅下車徒歩5分 吉川市保1-23-14 TEL.048-984-4701 申込窓口: 事務部

「実家の相続」についてのご相談が、最近はととも増えています!!
☑相続税
☑遺言作成
☑遺産分割
☑名義変更
☑登記
☑年金
☑不動産

相続おまかせ.com 毎月「第3土曜」に好評開催中! 第30回 相続・遺言 無料相談会 8月20日(土) 10時～12時 越谷市中央市民会館5階
(ご予約) 平日午前10時～午後5時 048-940-0662
【事務局】 越谷市南越谷1-17-1新越谷プラザ4-B 南越谷法律事務所内
国家資格を有する専門家チームが、合同でご相談に応じます。(弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士) 相続おまかせ.comは、「誰に相談したらいいのかわからない」を解消します